

2024年4月吉日

長町西北町内会の皆様へ

## 2024(令和6)年度町内会定期文書総会議案書

長町西北町内会  
会長 菊地文夫

会員の皆様には、日頃より町内会の活動にご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございます。

2024年度町内会定期総会は、会則に則り文書総会にて開催いたしますので、町内会会員全員に議案書を配布いたします。

近年の度重なる災害や、令和6年能登半島地震被災の様相は決して他人ごとではありません。宮城県沖地震の30年以内発生率が70～90%に引き上げられたこともあり、町内会として早急に自助・共助の再整備が必要になりました。役員会において、防災部を結成して防災体制を再構築するために防災部長を配置する必要があることで意見が一致しました。事前に文書で組長に諮った結果、賛同をいただきましたので、会則改正案を提案しますのでご検討お願いいたします。

質問、要望、反対等の意見がある場合は、**4月5日まで**に、組名、氏名を述べて菊地会長、菊地徹副会長、佐々木副会長あてにお願いいたします。

各部事業報告、会計報告、会計監査報告、各部事業計画、予算、役員・組長名簿を資料として添付いたしますので、ご参照願います。

### —会則改正案とこの1年の特徴—

1. 2023年度、防災部が廃部となり役員全員で取り組むことでスタートしましたが、自助、共助を充実させるため、防災部の結成が不可欠と役員・組長の意見が一致しました。よって、役員に防災部長を復活させて防災部の指揮を執ってもらうべく、会則を改正します。
2. 総会の審議事項は、事前に組長会議に諮る形式をとらず、事前に文書にて組長に諮り、議案書を作成する、と会則を改正して、役員・組長の負担軽減を図ります。
3. 慶弔について、今年度からご出産があった場合お祝金3000円をおくります。また、会員、ご家族がお亡くなりなった場合、ご香典は5000円と会則に明記しますので、町内会へのお返しは一切お心遣い無きようご理解の程よろしく申し上げます。
4. 回覧は訃報を除き、基本月一回とし、広報担当として総務部副部長を配置し、町内会のホームページを立ち上げ広報を強化しました。
5. 町内には、木流し堀沿いに仙台市から借りている花壇があり、人々の目と心を潤しています。4月～11月まで月1回みなさんにお世話いただいておりますが、年々参加者が減る一方で役員や組長に負担感が増しているのが現状です。みなさんのお考えをお聞かせください。
6. 4月14日に新旧組長と新役員の合同会議を午後1時30分より門前会館において開催します。

※会則改正(案)を添付します。承認された後は案を消してください。

# 目 次

1. 表紙 議案書 会則改正案とこの1年の特徴
2. 総務部 事業報告及び事業計画(案)
3. 環境部 事業報告及び事業計画(案)
4. 防災部 事業計画(案)
5. 2023 年度決算
6. 2024 年度予算(案)
7. 2024 年度組長名簿
8. 2024 年度役員名簿(案)
9. 会則(案)

**総務部**

**2023年度事業報告**

4月	4/20 町内会文書総会(文書配布)4/26 役員会① 4/26 スマフォ教室①
5月	5/1 ホームページ開設 5/6 新組長新役員合同会議 5/12 退任役員記念品贈呈
6月	香典 1名 月初めお知らせ開始 6/21 防災備品チェック 6/21 スマフォ教室② 6/26 骨盤体操 5名 6/30 灯ろう流し関連対応
7月	香典 1名 7/14 長小避難所運営会議 2名 7/30 七夕飾り作り 10名
8月	香典 1名 8/2 七夕飾り取り付け 6名 8/9 会長・民生委員と 3者で情報交換
9月	香典 1名 地域ごみ出し支援活動奨励金請求 1名分 9/20 役員会② 私道街灯 電気料補助金調査 8カ所 5件 9/26 緊急時安否確認連絡体制作成開始
10月	10/19 防災講話受講 1名 10/23 骨盤体操 5名 10/29 花壇草取り土起こし整備
11月	香典 1名 11/3 花壇草取り土起こし苗植え 私道街灯電気料補助金申請 資源回 収アルミ缶&一升瓶追加周知開始 防災部再興準備 11/29 区主催研修会 1名
12月	12/13 役員会③ 年末年始ごみ収集日程周知
1月	香典 1名 1/14 全区町内会情報交換会事例発表(HP 関連)1名
2月	香典 1名 2/14 役員会③ 新組長選出&防災部会則改正諮る通知作成&配布 資源回収場所調査 新築アパート(17組)入会対応 私道街灯補助金配布 9800円
3月	3/3 安否確認&配食サービス 10名 3/12 事業内容確認&負担配分考察 3/20 役員会④(定期文書総会確認事項) 新組長選出確認 議案書印刷他

総務部会:随時 配布業務:お知らせ&回覧物・訃報・市政だより ポスター掲示:随時

**2024年度事業計画(案)**

1. 回覧配布(各組長へ):基本月 1回 毎月お知らせ作成&発行
2. 市政・県政だより配布:区分け作業&各組長へ配布 担当者会議 2回/年
3. 定期文書総会、文書組長会議の準備
4. 各会議準備:役員会 各部会 監査
5. 関係団体からのポスター掲示:掲示板 3カ所
6. 研修、各種お楽しみ会実施:健康教室=骨盤体操 ①6月 ②9月 講師依頼済み  
ふれあい食事会(地区社協協同)=75歳以上独居等  
フリーマーケット開催 スマフォ教室 仙台市出前講座の検討 他
7. ホームページ管理継続:担当=副部長
8. 訃報の対応:広報 他
9. 広報:福祉 防災 資源回収日案内 花壇 凍結防止剤入手 十八夜観音祭典  
広瀬川灯ろう 春&秋の火災予防運動 好日庵サークル紹介 他  
 <<市政だより区分け作業&配布担当>>(敬称略)

佐々木真由美	1組 2組 13組	太田昭子	11組 18組 19組
内田晴美	3組 4組	安齋美智子	9組 12組 14組
佐々木みさ子	5組 6組 7組 8組	平間三也子	15組 16組 17組

環境部

2023年度事業報告

月	事業内容	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月	長町 2-2-40 付近ゴミ集積所修理	
11月		
12月	各集積所にポスター貼付	
1月	花壇横ゴミ集積所修理	
2月		
3月		

2024年度事業計画(案)

- ・ ゴミ集積所 巡回・点検維持(随時)
- ・ ゴミ集積所 仙台市より借り受け用地の継続更新手続き
- ・ 令和 6 年度資源回収申請
- ・ 環境局ステッカー交付申請
- ・ 年未年始ゴミ収集日程周知
- ・ 町内会花壇 活動 4月～11月(明友会と協働)
- ・ 郡山堀 草取り 4月～11月

(お知らせ)

- ・ 町内会の資源回収日 第 2、第 4 火曜日  
(資源回収品は、新聞紙、段ボール、アルミ缶、一升瓶、衣類など)

## 2024年度事業計画（案）

最近の東日本大震災(2011.3.11),熊本地震(2016.4),能登半島地震(2024.1.1)をはじめとした災害大国日本では地球上で起きるマグニチュード6以上の地震のうち2割は日本で起きています。逃げることはできません。だから備えましょう！自助・共助・公助という言葉がありますが、災害直後に特に必要なのは、自分たちで支えあう自助と共助の力です。だからこそ、町内会の地域コミュニティでの助け合いが不可欠になります。

- =====  
4月 ●身のまわりで起こりうる被害想定チェック  
1)身の回り,2)飲食・物資,3)電力,4)ガス,5)上下水道(トイレ),6)通信,7)公共交通機関,8)道路  
●現状の町内会保有の防災用品を確認し要否を判定する
- 5月 ●西北町内会自主防災マニュアルの策定  
1. 安否確認体制 2. 運営体制・組織図 3. 地区避難施設・場所  
●必要備蓄用品の洗い出し(ソーラー発電機、予備モバイルバッテリー、懐中電灯、ランタン、非常用トイレ、水、非常食、応急手当セット、衛生用品等)
- 6月 ●自主防災マニュアルの配布  
●他町内会視察や仙台南高校との防災訓練の有・無について調査。  
●必要備蓄用品購入並びに配備
- 7月 ●各種防災研修に参加
- 9月 ●私道街灯電気料金補助金調査
- 10月 ●防災訓練の予定、秋の火災予防運動展開
- 11月 ●私道街灯電気料金補助金申請  
●秋の火災予防週間 チラシ配布・旗立て
- 12月 ●備蓄用品チェック  
~1月
- 2月 ●私道街灯電気料金補助金配布
- 3月 ●春の火災予防週間 チラシ配布・旗立て  
●次年度に向けて、  
→防災に関して1年間検証・総括を行い、次年度の計画を策定する。
- =====

## 2023年度決算

長町西北町内会

### 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予算残	摘 要
繰越金	316,053	316,053	0	前年度繰越金
会費	546,000	544,155	-1,845	268世帯
助成金	280,000	253,810		町内会育成奨励金 218,610
				町内会助成金 144,690
				市政だより 58,080
				県政だより 15,840
				花壇作り助成 35,200
雑収入	7,947	20,423	12,476	預金利息、奨励金など
合 計	1,150,000	1,134,441	-15,559	

### 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予算残	摘 要
総務部	680,000	577,165	102,835	
会議費	100,000	15,737		役員会議、総会
弔慰金	100,000	35,000		香典
謝礼金		30,000		退任役員功労記念品*1
交流費	60,000	50,980		骨盤体操、七夕、バルーンアート
報償費	150,000	140,000		役員、組長
事務費	20,000	101,646		印刷、事務用品、パソコン、プリンター
通信費	15,000	11,000		電話代など
広報費	60,000	50,000		ホームページ 他
雑費	175,000	142,802		花、肥料、プレート、交通費 等
環境部	50,000	0	50,000	
協力費	140,000	133,970	6,030	外部団体会費、協力金*2
助成金	260,000	260,000	0	明友会、好日庵
渉外費	20,000	0	20,000	
合 計	1,150,000	971,135		通帳残高 163,306

**\*1 退任役員**            佐竹元春 31年            赤塚キヌ子 22年            松本光雄 15年

    \* 総務部弔慰金の費目ですが、町内会会則 第16条(慶弔)1, 2項の香典、災害等のお見舞にはいいのですが、3項の退任役員への記念品には合わないので、謝礼金の費目を追加しました。

**\*2 協力費支払外部団体**

長町地区町内会連合会、長町地区社会福祉協議会、長町学区民体育振興会、長町地区防犯協会  
社会を明るくする運動長町地区、長町二丁目公園愛護協会、長町消防協力会、仙台南地区交通安全協会  
長町青少年健全育成、長小指定避難所、長町共同募金会、日赤社費、十八夜観世音堂祭典委員会  
長小北地区子供会、長小西浦二地区子供会、長中長町中央子供会、長中西浦地区子供会  
長町まつり実行委員会

**別途積立金勘定**

科 目	前年度	本年入金	本年出金	残 高	摘 要
別 途 積 立 金	3,500,000	96,693	0	3,596,693	門前集会所・災害時 積立金

\*資源回収, 仙台市環境局より入金分 96,663 円 利息 30 円

会計監査日            2024年 3月 18日

収支状況につき関係帳簿及び書類などを照合した結果適正と認めます。

監 事            加藤        明彦

# 2024年度 予 算 (案)

長 町 西 北 町 内 会

## 収入の部

科 目	前年予算額	2024年度予算額	摘 要
繰越金	316,053	163,306	前年度繰越金
会 費	546,000	558,000	2000×279世帯
助成金	280,000	260,000	町内会育成奨励金
			町内会助成金
			市政だより
			県政だより
			花壇作り助成
雑収入	7,947	18,694	預金利息など
合 計	1,150,000	1,000,000	

## 支出の部

科 目	前年予算額	2024年度予算額	摘 要
総務部	515,000	335,000	
会議費	100,000	80,000	役員会議、総会 他
慶弔費	100,000	50,000	香典、出産祝 他
交流費	60,000	60,000	町内内部交流会
事務費	20,000	50,000	印刷、事務用品など
広報費	60,000	60,000	ホームページ 他
雑費	175,000	35,000	
環境部	50,000	80,000	ゴミ回収所整備、花壇整備
報償費	150,000	165,000	役員組長報償費、通信費
通信費	15,000		
協力費	140,000	140,000	外部団体会費、協力金 他
助成金	260,000	260,000	明友会、好日庵
渉外費	20,000	20,000	渉外活動費用
合 計	1,150,000	1,000,000	



## 2024年度 役員名簿(案)

役職名	氏名	住所	電話番号
顧問	佐竹元春	長町 1-9-13	248-4659
会長	菊地文夫	長町 2-1-5	248-7509
副会長	菊地 徹	長町 1-11-38	248-4974
監事	加藤明彦	長町 2-1-46	248-4975
総務部長	佐々木ひとみ	長町 2-1-6-6	304-5126
総務副部長	阿部恵子	長町 2-1-8	248-0283
総務副部長	大村正美	長町 2-2-5	248-6729
会計部長	菊地早由美	長町 2-2-21	247-9993
環境部長	大島孝夫	長町 1-11-28	249-6205
環境副部長	三浦弘子	長町 1-8-40	247-0612
防災部長	大村正美	長町 2-2-5	248-6729
防災副部長	菊地 徹	長町 1-11-38	248-4974

## 2024 年度 組長名簿

名	氏 名	住 所	電話番号	世帯数	配布数
1組	山口 順子	長町1-9-39		14	14
2組	佐藤 守英	長町1-9-36	248-3015	8	8
3組	鷺尾 克子	長町1-9-20-102	247-2957	12	12
4組	田口 恵	長町1-8-38		10	10
5組	高橋佐代子	長町1-10-31	247-0365	6	6
6組	佐々木功之臣	長町1-10-15	247-3033	5	5
7組	菊地 善子	長町2-1-5	248-7509	8	8
8組	紺野 晃代	長町2-1-2	248-1206	4	4
9組	佐々木真由美	長町1-10-12	248-2930	7	7
10組	会長扱い	トルースハイツ			
11組	大沼 満	長町2-2-43	746-6462	14	14
12組	庄子 正文	長町2-2-2	247-3506	17	17
13組	蒲生 浩一	長町2-2-5	308-3145	8	8
14組	鈴木 久雄	長町 1-11-30-1		7	7
15組	庄子とき子	長町2-2-7		12	12
16組	結城真理子	長町2-4-49	248-1790	14	14
17組	鈴木 佳代	長町2-3-8	247-1201	25	25
18組	武田 和也	長町2-2-35-3		10	10
19組	高橋 忠夫	長町2-3-3	247-0974	7	7
20組	会長扱い	K&D		10	10
21組	伊藤 智美	長町1-10-25-801		31	30
		ダイアパレス			
22組	日下 均	長町2-1-36-304		50	50
		ナイスサンソレイユ長町			
			合 計	279	278

## 長町西北町内会会則（案）

（名称および所在地）

第一条 この会は、長町西北町内会と称し、長町西北部地区（長町一丁目・長町二丁目）に居住する所帯、並びにこれに準ずる者をもって組織し、事務所を会長宅に置く。

（目的）

第二条 この会は、会員相互の親睦と衛生的・文化的な生活環境を作るとともに、福祉の向上をはかることを目的とする。

（事業）

第三条 この会の目的を達するために、次のことを行う。

1. 明るく住みよい町づくりの推進
2. 清掃美化及び保健衛生の普及並びに実施
3. 防火・防犯の普及徹底
4. 民生委員及び老人クラブ（明友会）との連絡協調
5. その他、会の目的達成のため必要とみとめられる事項

（役員の数及び任期）

第四条 この会に次の役員を置き、任期は一年とする。役員に欠員が生じたときは速やかに補選し、任期は前任者の残存期間とする。

1. 会長
2. 副会長（若干名）
3. 総務部長
4. 会計部長
5. 環境部長
6. 防災部長
7. 監事（若干名）

会長・副会長は各部を兼務することができる。各部には、必要に応じて副部長を置くことができる。

（顧問の委嘱）

第五条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、長年に亘りこの会に貢献した者から、役員会の推薦により会長が委嘱する。

（組の編成）

第六条 この会を運営するため組を置く。組の編成は別に定める。組には組長を置き、任期は一年とする。

（役員を選出）

第七条 役員を選出は、町内会会員や役員会の立候補者、推薦者から選出する。

役員を選出が困難な場合は、役員会に選考委員会を設置し、選考委員は会長・副会長及び役員二名とし、役員二名については、役員会で指名する。役員選考委員会は、選考した結果を役員会に諮るものとする。

（役員職務）

第八条 会長は、会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

各担当部長は、会長の指示により分担業務や行事予定を作成し、運営実施にあたる。

副部長は、担当部長を補佐し、部長事故あるときは、代行する。

監事は、会計の執行を監査し結果を総会に報告する。

組長は、組を代表するとともに、組内の連絡・情報類の配布、会費の徴収を行う。また、組の要望その他について役員会に反映させる。

（役員会及び組長会議の開催）

第九条 役員会及び組長会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

（役員会）

第十条 役員会は第四条に規定している役員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 総会に提出する案件の調整
2. 内規の制定
3. 事業計画の作成、実施
4. 役員の手配事項

（合同会議）

第十一条 役員及び組長の合同会議は、次の事項を審議する。

1. 総会に提出する案件
2. その他の事項

（総会）

第十二条 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議する。

また、会長が必要と認めたとき、または会員の過半数以上の要請があった場合は、臨時に総会を開くことが

できる。

総会は、事前に文書にて組長に諮り、議案書を配布したうえで、文書総会にて開催することとする。議決は、文書総会は、委任も含め過半数の同意委任で決定する。

1. 会則の制定及び改正
2. 事業計画及び事業報告
3. 予算・決算
4. その他の必要と認められる事項

(経費)

第十三条 この経費は、会費、助成金、寄付金その他雑収入をもってあてる。

(会費)

第十四条 会費は、年間 2,000 円とする。6 か月未満の町内会在住の場合は、その年の会費を徴収しない。また、特別な事情がある場合は、役員会に諮り、別に定める金額とする。

(会費の減免)

第十五条 会費は次の場合、役員会に諮り減免することができる。

1. 生活保護者
2. 長期療養者
3. 罹災者
4. その他特別の事情により必要と認められる者

(慶弔)

- 第十六条
1. 会員及び同居の家族（一年以上同居した者）が出産されたときは、お祝いをおくる。(3,000 円)
  2. 会員及び同居の家族（一年以上同居した物）がご逝去されたときは、ご香典をおくる。(5,000 円)
  3. 災害等により、損害を受けた場合、役員会に諮りお見舞いをおくる。
  4. 十年以上在籍した役員に記念品をおくる。

(会計年度)

第十七条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の改正及び廃止)

第十八条 この会則は、文書総会において委任も含め過半数の同意がなければできない。

(内規の制定)

第十九条 この会の運営上必要あるときは、役員会に諮り内規を定めることができる。

(附則)

第二十条 この会則は平成十八年（2006年）6月4日より施行する。

会則改正 令和五年（2023年）4月改正

会則改正 令和六年（2024年）4月改正